

各種「奨学金」制度の概要と手続き方法

—— 埼玉県と川口市の制度(国公立・私立高校)を中心に

川口市立青木中学校 事務主幹・柳澤 清香

0. 高等学校でかかる費用(授業料)

小中学校は無償である授業料や教科用図書など、高等学校では費用がかかります。以下は主な費用です。

- 公立高校(全日制)の授業料
年間で118,000円(県内統一)
- 授業料以外の費用
埼玉県が集める費用として: 入学金5,650円(県内統一)
各学校が集める費用として: 学年積立金(教材や旅行代)100,000円前後
このほかにも、生徒会費や空調設備費など
各団体が集める費用として: PTA会費や後援会費など

1. 埼玉県の奨学金制度等

埼玉県では、高等学校等に通う生徒の修学を支援するため、学費負担を軽減する制度や無利子で奨学金を貸し出す制度など、さまざまな修学支援制度を用意しています。しかし、義務教育期間のような「就学援助制度」はありません。下表制度の内容や申請方法を説明していきます。

教育費	支援制度名及び概要	国公立	私立
① 入学料・授業料	高等学校等就学支援金制度 ○国が生徒に代わり高等学校等の授業料を負担する制度	○	○
	入学料・授業料減免制度 ○入学料や授業料を免除する制度	○	—
	父母負担軽減事業補助 ○県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ授業料等を補助する制度	—	○
② 授業料以外の教育費	奨学のための給付金制度 ○学用品など授業料以外の教育費の一部を給付する制度	○	○
	父母負担軽減事業補助 ○県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ施設費等の費用を補助する制度	—	○
③ 教育費全般	埼玉県高等学校等奨学金制度 ○高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度(要返還)	○	○

※ 埼玉県「高校生の学費負担を支援します！」(令和2年度版)より引用

●高等学校就学支援金制度

いわゆる所得制限付きの公立高等学校授業料無償化政策のことです。新入生は世帯所得の判定をするために高校の事務室へ必要な書類を提出してもらいます。

- ・ 国公立、私立問わない
- ・ 全員手続きが必要(入学後4月)
 - 所得制限は約910万円未満(年収)
- ・ 県立高校の年間授業料118,800円を支援
 - 直接国から学校に支払われます(県立は無償、私立は設定授業料の一部にあてる)

●入学料及び授業料の減免制度

授業料に関しては、高等学校就学支援金制度があるため、ほとんど該当しませんが、入学料の免除や入学後に保護者等の家計急変(長期傷病、失職など)により該当する場合があります。

- ・ 国公立のみ
- ・ 該当者は手続きが必要(入学後4月)
 - 保護者等の離職など急変事態が起きたとき
 - 住民税非課税世帯(年収約100万円未満)

●父母負担軽減事業補助

埼玉県が認可した県内の私立高等学校等に通学する生徒に対して経済的負担を軽減するための事業です。以下の図で「県の補助」とされている部分が補助されます。

- ・ 私立のみ
- ・ 該当者は手続きが必要(入学後6~7月頃)
 - 下の表により、世帯年収に応じた補助(家計急変世帯、生活保護世帯は全額補助)

入学料	100,000円(1年生のみ)					
施設費等 納付金	全額	200,000円				
授業料	全額					
		396,000円	396,000円	396,000円	259,200円	259,200円
					118,800円	118,800円
合計	1年生	696,000円	496,000円	478,000円	378,000円	118,800円
	2・3年生	596,000円	396,000円	378,000円		
補助区分	生活保護受給	基準A	基準B	基準C	県:対象外	
目安年収	生活保護を受給	約500万円	約590万円	約609万円	約720万円	約910万円
目安年収は、モデル世帯(夫婦片働き・子供2人(うち高校生1人、中学生1人))の場合の目安です。						
※ 家計急変世帯への補助額は、授業料及び施設費等納付金について実際の負担額全額、入学料について100,000円です。						

※ 埼玉県の Web サイトから引用

●奨学のための給付金制度

入学金や授業料以外に、高等学校でも教材費が集金されたり修学旅行費を積み立てたりします。また、教科書代も有料となります、義務教育期間の就学援助制度に近いのがこの制度です。

- ・ 国公立、私立問わない
- ・ 該当者は手続きが必要
 - 生活保護世帯、住民税非課税世帯（年収約 100 万円未満）
- ・ 国公立
 - 生活保護世帯 32,300 円、住民税非課税世帯 129,700 円（上限）、通信制 36,500 円
- ・ 私立
 - 生活保護世帯 52,600 円、住民税非課税世帯 138,000 円（上限）、通信制 38,100 円

■ ↑ ここまでは返還不要の補助金 ↑ —— ↓ ここからは返還が必要な貸与金 ↓ ■

●埼玉県高等学校等奨学金

この奨学金は貸与のため、高等学校等を卒業後に必ず返還しなければなりません。募集期間は早期募集が 11 月上旬、通常募集は 12 月下旬と定めています。

- ・ 国公立、私立問わない
- ・ 該当者は手続きが必要（青木中で手続き）
 - 高等学校等に進学予定の中学校 3 年生
 - 保護者が県内に居住
 - 成績要件はありませんが、品行方正で学習意欲があり校長の推薦を受けた者
 - 世帯収入が 830 万円以下程度（4 人世帯の場合）
- ・ 返還は高校等を卒業した 4 年 6 ヶ月後から 12 年間
- ・ 利息は付かない（ただし、滞納による遅延損害金は発生）

	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	(1) 15,000 円／月 (2) 20,000 円／月 (3) 25,000 円／月	(1) 50,000 円 (2) 100,000 円
私立高等学校等	(1) 20,000 円／月 (2) 30,000 円／月 (3) 40,000 円／月	(1) 100,000 円 (2) 250,000 円

※ 埼玉県の Web サイトを参考に柳澤が作成

2. 川口市の奨学金制度

川口市にも埼玉県同様に「貸与型」の奨学金制度があります。申請時期は3期に分かれ、現在は第2期の1月上旬に貸し付けが実行される募集期間です(10/30まで)。第3期は、1/12~1/22で貸し付けが実行されるのは3月上旬となります。

- ・ 国公立、私立問わない
- ・ 該当者は手続きが必要(川口市庁舎教育局3階の庶務課庶務係)
 - 平成30年1月31日以前から市内に住んでいる世帯
 - 成績優秀、品行方正で学習意欲があり校長の推薦を受けた者
 - 世帯の課税標準額が200万円未満(所得から税控除を引いた額)
- ・ 返還は、貸付終了の1年後から10年間(変換猶予が最長で5年)
- ・ 原則、利子は付かない

	修学金(月額)	入学一時金
高等学校・高等専門学校	(1) 12,000円以内	国公立 180,000円以内
専修学校(高等課程)		私立 300,000円以内

※ 川口市のWebサイトを参考に柳澤が作成

3. その他の奨学金制度

- ・ 公益財団法人日本教育公務員弘済会埼玉支部
 - 5万円の給付型奨学金
 - 生活困窮者対象で校長の推薦が必要
- ・ あしなが高校奨学金
 - 無利子の貸与+給付型奨学金
 - 保護者のどちらかが死亡、または著しい障害を負い経済的に苦しい家庭
- ・ 公益財団法人交通遺児育英会
 - 無利子の貸与型奨学金
 - 保護者が交通事故で死亡、重度後遺障害となった家庭

詳細はお問い合わせください

青木中学校 048-253-1371